

株式会社JCU

証券コード：4975



第59回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始は午前9時30分）

開催
場所

東京都台東区東上野四丁目8番1号
TIXTOWER UENO 16階
当社本店会議室

決議
事項

第1号議案 取締役9名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

議決権行使書返送期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時30分まで

本年より、株主総会にご出席の皆様へお配りしておりましたお土産の配布を取り止めさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



目次

(頁)

第59回定時株主総会招集ご通知	1
〔株主総会参考書類〕	
第1号議案 取締役9名選任の件	3
第2号議案 監査役1名選任の件	9
〔提供書面〕	
事業報告	
1. 企業集団の現況	10
2. 会社の現況	20
3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	28
4. 会社の支配に関する基本方針	33
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針	39
連結計算書類	
連結貸借対照表	40
連結損益計算書	41
連結株主資本等変動計算書	42
計算書類	
貸借対照表	43
損益計算書	44
株主資本等変動計算書	45
連結計算書類に係る会計監査報告	46
計算書類に係る会計監査報告	47
監査役会の監査報告	48

証券コード4975
2019年6月7日

株主各位

東京都台東区東上野四丁目8番1号

株式会社 JCU

代表取締役会長兼CEO 小澤 恵二

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始は午前9時30分）
2. 場 所 東京都台東区東上野四丁目8番1号
TIXTOWER UENO 16階 当社本店会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.jcu-i.com/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.jcu-i.com/>)に掲載させていただきます。
- 当日はクールビズにて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 本年より、株主総会にご出席の皆様へお配りしておりましたお土産の配布を取り止めさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <p>お ざ お けい じ 小 澤 恵 二 (1950年10月11日生)</p>	<p>1974年4月 当社入社 1999年4月 大阪支店長 2002年1月 営業推進統括部長 2004年9月 執行役員経営企画室長 2007年6月 取締役常務執行役員管理本部長 2008年6月 専務取締役専務執行役員管理本部長 2009年6月 取締役副社長管理本部長 2010年6月 代表取締役社長兼ＣＯＯ 2014年6月 代表取締役副会長 2016年2月 代表取締役会長兼ＣＥＯ（現任）</p> <p><重要な兼職の状況> JCU（上海）貿易有限公司董事長 台湾JCU股份有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU（深圳）貿易有限公司董事長 櫻麓泉（上海）国際貿易有限公司董事長 JCU表面技術（湖北）有限公司董事長</p>	92,687株
	<p>（取締役候補者とした理由）</p> <p>小澤恵二氏は、営業および管理部門の要職を歴任し、2009年には副社長、2010年には代表取締役社長兼ＣＯＯに昇任、2016年2月には急逝いたしました粕谷佳允氏の後を継いで代表取締役会長兼ＣＥＯに就任いたしました。経営者としての豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <small>き</small> <small>むら</small> <small>まさ</small> <small>し</small> 木 村 昌 志 (1958年2月9日生)	1980年4月 株式会社荏原電産入社 2004年4月 同社プリント回路薬品事業部長 2010年4月 当社入社 DENSAN統括部長 2010年8月 JCU (THAILAND) CO., LTD. 副社長 2013年6月 執行役員 2016年4月 執行役員経営戦略室長 2016年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長 2017年6月 専務取締役専務執行役員経営戦略室長 2018年2月 専務取締役専務執行役員経営戦略室長兼管理本部長 2018年4月 代表取締役社長兼C O O兼経営戦略室長 2019年4月 代表取締役社長兼C O O (現任) <重要な兼職の状況> JCU (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 PT. JCU Indonesia取締役社長 JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD. 取締役社長	6,604株
(取締役候補者とした理由) 木村昌志氏は、中期経営計画 (Next 50 Innovation) のスタートに合わせ、執行体制を一新するため2018年4月に代表取締役社長兼C O Oに就任いたしました。中期経営計画を策定する作業をリードし、指導力・創造力・経営能力を持ち、豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当のおよび状況	所有する当社の株式の数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たにのるい 谷野 皇 (1957年10月2日生)</p>	<p>1982年4月 富士機工電子株式会社入社 1999年6月 同社業務執行役員基板営業本部長 2009年1月 当社入社 新事業推進統括部長 2010年3月 新事業営業推進部長 2012年6月 新規事業本部副本部長 2014年4月 執行役員新規事業本部副本部長 2016年4月 執行役員営業本部副本部長 2016年6月 取締役常務執行役員営業本部副本部長 2017年6月 常務取締役常務執行役員営業本部副本部長 2018年4月 専務取締役専務執行役員営業本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 谷野皇氏は、これまで当社の新規事業活動において中心的な役割を果たし、当社の経営多角化に貢献してまいりました。2018年4月より専務取締役専務執行役員営業本部長に就任し、当社営業部門の責任者として当社を牽引しております。これまでの豊富な経験と当社における経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	10,799株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おおもりあきひさ 大森 晃久 (1965年10月2日生)</p>	<p>1990年1月 当社入社 2010年4月 大阪支店長 2012年6月 経営戦略室長 2014年4月 常務執行役員経営戦略室長 2014年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長 2015年4月 取締役常務執行役員 JCU INTERNATIONAL, INC. 社長 (現任) 2016年6月 常務取締役常務執行役員 2019年4月 常務取締役常務執行役員総合研究所長 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> JCU INTERNATIONAL, INC. 社長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大森晃久氏は、当社において主に営業部門の要職を歴任し、当社子会社であるJCU INTERNATIONAL, INC. 社長を務めるとともに、2019年4月より総合研究所長に就任いたしました。豊富な営業経験と当社における経営全般の知見を有していることから、引き続き取締役候補者としていたしました。</p>	6,646株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、兼 重 要 な 兼 担 当 の お よ び 状 況	所有する当社の株式の数
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> あらた たかのり 新 隆 徳 (1967年5月13日生)	2006年9月 当社入社 2009年6月 管理本部経理部長 2014年4月 常務執行役員管理本部長 2014年6月 取締役常務執行役員管理本部長 2015年4月 取締役常務執行役員薬品事業本部副本部長 2016年4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長 2016年6月 常務取締役常務執行役員営業本部副本部長 (現任)	5,859株
(取締役候補者とした理由) 新隆徳氏は、当社において経理部長、管理本部長を歴任し管理部門業務に精通しております。また、国際経験も豊富なことから現在は営業本部において、国内および海外における営業管理を統括しております。経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> まつ もと じゅん いち 松 本 順 一 (1960年10月30日生)	1989年9月 当社入社 2007年4月 戦略マーケティング部長 2011年4月 海外事業本部海外事業企画部長 2012年6月 薬品事業本部海外事業推進部長 2014年4月 執行役員生産本部長 2016年6月 取締役常務執行役員生産本部長 2018年6月 取締役常務執行役員総合研究所長 2019年4月 取締役常務執行役員営業本部副本部長 (現任)	24,652株
(取締役候補者とした理由) 松本順一氏は、当社において主に営業およびマーケティング部門を牽引し、取締役就任後も生産本部長、総合研究所長を歴任してまいりました。経営全般に関する高い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当のおよび状況	所有する当社の株式の数
7	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">いけ がわ ひろ ふみ 池 側 浩 文 (1965年7月29日生)</p>	<p>1984年8月 富士機工電子株式会社入社 2004年6月 同社取締役管理本部長 2008年6月 同社常務取締役管理本部長 2009年6月 同社代表取締役社長 2010年6月 株式会社キョウデン取締役 2013年11月 当社入社 大阪支店長 2015年1月 台湾JCU股份有限公司総経理 2016年4月 執行役員 2018年4月 執行役員管理本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 池側浩文氏は、当社入社後大阪支店長、台湾JCU股份有限公司総経理を歴任し、2018年4月より管理本部長に就任しております。管理部門業務に精通し、国際経験も豊かであることに加え、当社入社以前にも取締役を務めた経験があるなど、経営全般に関する豊富な経験と知見を有していることから、取締役候補者としたしました。</p>	—
8	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦 (1951年8月6日生)</p>	<p>1976年10月 司法試験合格 1979年4月 弁護士登録 (現任) 2005年6月 当社監査役 2014年4月 東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長 2015年6月 当社取締役 (現任)</p> <p><重要な兼職の状況> 高中法律事務所所長 T&Dアセットマネジメント株式会社社外取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 高中正彦氏は、弁護士として企業法務に精通し、「法規制」に関する高い専門性や知見を有しており、当社の社外取締役としても取締役会の適正な意思決定の確保に多大な貢献をされております。これまでの経験や知見および職務実績も踏まえ、引き続き社外取締役候補者として適任であると判断しております。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、兼職 の状況	所有する当社の株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> しげ 重 田 敦 史 (1957年3月31日生)	1979年4月 株式会社富士銀行（現 みずほ銀行） 入行 2006年3月 株式会社みずほコーポレート銀行（現 みずほ銀行） 執行役員営業第七部長 2008年4月 同行常務執行役員 2010年5月 株式会社東武百貨店専務取締役 2011年5月 同社代表取締役専務 2013年4月 同社代表取締役社長 2015年6月 株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長（現任） 2016年3月 東京建物不動産販売株式会社社外監査役（現任） 2017年6月 当社監査役（現任） 2018年4月 仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長 東京建物不動産販売株式会社社外監査役 仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長	—
	（社外取締役候補者とした理由） 重田敦史氏は、株式会社東武百貨店代表取締役社長を務め、現在は株式会社東武ホテルマネジメントにおいて代表取締役社長を務めております。また、2017年6月より当社監査役に就任し、当社の監査体制の維持強化にご尽力いただきました。今後は社外取締役の立場から、事業会社の経営トップとしての豊富な経験と実績を大いに活用し、当社の経営に貢献いただけることが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 高中正彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。なお、同氏は2005年6月から2014年6月まで当社の社外監査役でありました。
3. 重田敦史氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、2年であります。
4. 当社は、高中正彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、重田敦史氏についても本議案において同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定です。
5. 当社と高中正彦氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。社外取締役候補者である同氏の再任が承認された場合には、当社との間で引き続き当該責任限定契約を継続する予定です。また、重田敦史氏についても本議案において同氏の選任が承認された場合には、上記と同様の契約を締結する予定です。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役重田敦史氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、社外監査役候補者である河藤小百合氏は監査役重田敦史氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 河藤小百合 (1968年7月5日生)	1994年3月 公認会計士登録（現任） 2001年1月 税理士登録（現任） <重要な兼職の状況> 河藤公認会計士事務所代表	—
(社外監査役候補者とした理由) 河藤小百合氏は、公認会計士・税理士として、財務・会計および税務に精通し、高い専門性と豊富な経験と知見を有しております。これまで培われてきた知見や経験は当社の監査体制の強化に寄与するものと判断し、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 河藤小百合氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 河藤小百合氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが上記「社外監査役候補者とした理由」に記載の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断しております。
 4. 当社は、本議案において河藤小百合氏の選任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
 5. 当社と河藤小百合氏の間では、本議案において同氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当社グループの業績は、海外における薬品の販売が堅調に推移したことに加え、めっき装置の販売が好調に推移したことにより、売上高は248億66百万円（前連結会計年度比7.6%増）となりました。この結果、営業利益は70億72百万円（同1.8%増）、経常利益は71億92百万円（同3.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は49億63百万円（同1.2%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

[薬品事業]

薬品事業におきましては、ハイエンドスマートフォンの販売台数に一服感があり、生産量が低迷したことで、台数成長に伴う薬品の需要は軟調に推移しました。中国系スマートフォンにおいても高機能化による薬品の需要が鈍化しました。しかし、その他の電子機器向けの薬品需要は堅調に推移し、プリント配線板用めっき薬品の販売は微増となりました。自動車部品向けめっき薬品に関しましては、中国における拡販による顧客獲得を背景に堅調に推移しました。この結果、売上高は200億34百万円（同0.5%増）、セグメント利益は78億67百万円（同0.8%減）となりました。

[装置事業]

装置事業におきましては、受注済みの工事が順調に進捗し、売上高は47億96百万円（うち、旧新規事業売上高7億11百万円）（同51.6%増）、セグメント利益は2億9百万円（前連結会計年度はセグメント損失47百万円）となりました。新規受注に関しましては、大型めっき装置案件の獲得が少なかったことから、受注高は21億39百万円（同59.5%減）となりました。なお、受注残高は12億58百万円（同67.5%減）となりました。

[その他]

その他におきましては、売上高35百万円（同14.2%増）となり、セグメント損失は70百万円（前連結会計年度はセグメント損失79百万円）となりました。

(注) セグメント利益は、営業利益ベースの数値であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は941,021千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主な設備

JCU表面技術（湖北）有限公司 工場建設	486,935千円
当社 新潟工場 生産設備の改修	17,700千円
当社 総合研究所 実験設備、測定機器の取得	105,753千円
当社 総合研究所 内装および外装改修	26,485千円

③ 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 56 期 (2016年 3 月期)	第 57 期 (2017年 3 月期)	第 58 期 (2018年 3 月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2019年 3 月期)
売 上 高 (千円)	19,818,840	20,760,609	23,120,222	24,866,260
経 常 利 益 (千円)	4,926,381	5,502,127	6,972,320	7,192,790
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	3,410,844	4,124,845	4,906,132	4,963,594
1株当たり当期純利益 (円)	120.88	147.55	176.31	178.55
総 資 産 (千円)	22,208,207	26,095,388	32,230,943	32,174,282
純 資 産 (千円)	15,704,507	18,457,140	22,996,079	24,483,136
1株当たり純資産額 (円)	553.75	661.11	823.71	895.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 2017年4月1日付および2018年4月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る金額については当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 56 期 (2016年 3 月期)	第 57 期 (2017年 3 月期)	第 58 期 (2018年 3 月期)	第 59 期 (当事業年度) (2019年 3 月期)
売 上 高 (千円)	11,562,595	13,509,996	14,029,287	13,776,599
経 常 利 益 (千円)	2,824,125	4,272,549	6,111,154	4,543,729
当 期 純 利 益 (千円)	2,178,001	3,593,183	5,112,948	2,927,455
1株当たり当期純利益 (円)	77.19	128.53	183.74	105.30
総 資 産 (千円)	16,788,440	19,993,485	25,329,801	24,846,272
純 資 産 (千円)	11,787,330	14,438,815	18,751,905	19,174,411
1株当たり純資産額 (円)	417.73	519.06	673.76	702.06

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出してしております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 2017年4月1日付および2018年4月1日付で、それぞれ普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を、当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る金額については当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
JCU(上海)貿易有限公司	5,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売
JCU(THAILAND) CO., LTD.	105,000 千タイバーツ	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
台湾JCU股份有限公司	56,000 千台湾ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU VIETNAM CORPORATION	3,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU KOREA CORPORATION	6,303,600 千ウォン	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU(深圳)貿易有限公司	1,333 千米ドル	100.0% (25.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
PT. JCU Indonesia	1,200 千米ドル	100.0% (5.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
JCU科技(深圳)有限公司	25,000 千人民币元	100.0% (100.0%)	スパッタリング装置によるカラーリング加工請負
JCU AMERICA, S. A. DE C. V.	50,000 千メキシコペソ	96.7%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU INTERNATIONAL, INC.	8,000 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の開発製造販売
JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.	60,000 千インドルピー	100.0% (0.0%)	表面処理用薬品・装置の製造販売
櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司	2,000 千人民币元	100.0% (15.0%)	飲料水・ワインの販売
JCU表面技術(湖北)有限公司	180,000 千人民币元	100.0%	表面処理薬品の製造、販売および分析等技術サービスの提供
株式会社そらぶちファーム	300,000 千円	100.0%	ワインの製造販売

(注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

3. 銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司およびJCU(北京)貿易有限公司は当連結会計年度に清算終了しております。

4. 株式会社そらぶちファームは2018年6月に設立いたしました。

なお、上記②に記載した重要な子会社を含め連結子会社は15社であり、持分法適用会社は1社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、エレクトロニクス市場でスマートフォンの成熟化に伴い、主力製品であるスマートフォン用プリント配線板向け薬品の販売の伸びも鈍化するものと予想されます。一方、自動車向け薬品については、緩やかながら堅調に推移するものと予想されます。

このような状況を踏まえ、収益性・事業効率の向上を意識して、次の50年に向けた経営基盤を構築するため、2021年3月期を最終年度とする中期経営計画（Next 50 Innovation）を策定し、以下の取り組みを推進してまいります。

① 薬品事業の競争力強化

海外において、プリント配線板向け薬品および自動車向け薬品等の拡販を進めてきた結果、海外の売上比率が7割を超えるまで成長を遂げました。それに伴い、現地で日本国内と同等の技術サポートの要望がこれまで以上に高くなっており、これらに適切に対処することが海外での拡販において重要な鍵となります。この一環として、中国では技術サポート機能を兼ね備えた表面処理薬品の工場を新設し、現地での技術サービス体制を強化してまいります。

② 海外市場でのさらなる成長

市場拡大が見込まれ当社グループがすでに進出しているインドにおいて、市場拡大を見据え新たな需要の獲得を目指すべく、営業体制の構築を図ってまいります。また、これまで拠点のない欧州においては、グローバルサプライヤーとしての地位を築くことを目的に、拠点設置に向けて検討を行ってまいります。

③ 次世代技術開発と早期市場投入

表面処理用薬品の主要市場の一つであるプリント配線板業界は、技術革新のテンポが非常に速く、常に次世代技術の動向を注視し、市場の要求に応えた製品が提供できるよう開発に取り組んでいかねばなりません。これらの要求に対応する表面処理薬品のトップランナーとして、主力製品のさらなる改良・強化に努め、次世代技術として注目される5G（第5世代移動通信システム）や自動運転などに対応した製品を早期に開発し、市場定着させることが重要な課題となります。

④ 攻めの装置事業

当社グループの設立以来の考え方である「装置と薬品の一体販売」に基づき、薬品の研究開発に装置部門が参画することで、薬品だけでは達成できない技術的課題を装置機構の側面から検証し、最高のパフォーマンスを提供する差別化された装置を投入してまいります。また、装置導入顧客へのサポートの一環として、メンテナンス事業を強化し、顧客満足度向上につなげ、サポートを通じた新規案件の発掘を行ってまいります。

⑤ 新市場・新分野への挑戦

当社グループは、近年プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電等の環境関連装置、飲料水、ワイン等の分野に進出し、経営の多角化を図っております。営業面、技術面の強化を図り、コア事業である薬品と装置に次ぐ第3の柱として、安定的に利益を創出できる事業へ成長させることが重要な課題となります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業	内容
薬品事業	国内・海外市場における表面処理薬品および関連資材の製造・販売
装置事業	国内・海外市場における表面処理装置、プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電装置の製造・販売、太陽光発電による売電等

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都台東区
工 場	新潟県上越市
研 究 所	神奈川県川崎市麻生区
支 店	大阪支店：大阪府東大阪市、名古屋支店：愛知県名古屋市北区
営 業 所	九州営業所：福岡県福岡市博多区

② 子会社

J C U (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
J C U (T H A I L A N D) C O . , L T D .	タイ チョンブリ県
台 湾 J C U 股 份 有 限 公 司	台湾 桃園市
J C U V I E T N A M C O R P O R A T I O N	ベトナム ハナム市
J C U K O R E A C O R P O R A T I O N	韓国 京畿道安養市
J C U (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	中国 広東省 深圳市
P T . J C U I n d o n e s i a	インドネシア プカシ市
JCU 科 技 (深 圳) 有 限 公 司	中国 広東省 深圳市
J C U A M E R I C A , S . A . D E C . V .	メキシコ ハリスコ州
J C U I N T E R N A T I O N A L , I N C .	アメリカ ミシガン州
J C U C H E M I C A L S I N D I A P V T . L T D .	インド ムンバイ市
櫻 麓 泉 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
JCU 表 面 技 術 (湖 北) 有 限 公 司	中国 湖北省 仙桃市
株 式 会 社 そ ら ぶ ち フ ァ ー ム	日本 北海道 滝川市

(7) 従業員の状況（2019年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
薬品事業	496名（13名）	14名増（2名増）
装置事業	33名（0名）	0名（1名減）
その他	6名（0名）	1名減（0名）
全社（共通）	36名（2名）	1名減（0名）
合計	571名（15名）	12名増（1名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より、事業区分を「薬品事業」「装置事業」「その他」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
255名（15名）	9名減（2名増）	42.6歳	13.2年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
薬品事業	186名（13名）	8名減（3名増）
装置事業	33名（0名）	0名（1名減）
その他	0名（0名）	0名（0名）
全社（共通）	36名（2名）	1名減（0名）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 当事業年度より、事業区分を「薬品事業」「装置事業」「その他」に変更しております。そのため、前事業年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

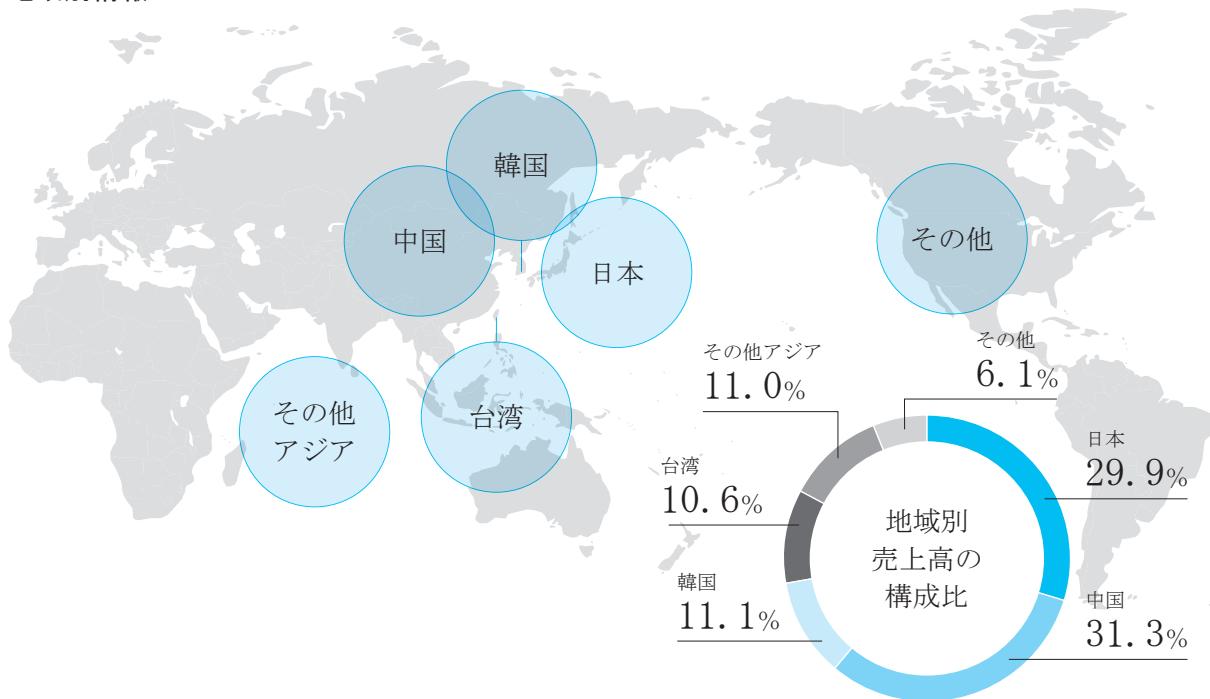
借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	419,234千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	277,015千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	267,716千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	92,484千円
み ず ほ 銀 行 (中 国) 有 限 公 司	48,420千円

(注) 2019年3月31日現在の借入額上位5行の金融機関を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

地域別情報



地域別の売上高／従業員数

地域	売上高 (百万円)	前期比	従業員数
日本	7,424	▲538	255名
中国	7,774	▲395	129名
韓国	2,766	▲241	30名
台湾	2,645	▲372	32名
その他アジア	2,743	▲540	70名
その他	1,511	▲401	55名

※ 売上高は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 ※ 「その他アジア」は主にタイ、ベトナム、インドネシア、インドとなります。
 ※ 「その他」は主にメキシコ、米国となります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 77,568,000株
 ② 発行済株式の総数 27,842,470株
 ③ 株主数 11,498名

(前事業年度末比 5,297名増)

④ 大株主 (上位10位)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,572,400株	5.75%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,253,800	4.59
日本パーカライジング株式会社	908,000	3.32
日本高純度化学株式会社	880,000	3.22
荏原実業株式会社	800,000	2.92
株式会社スイレイ	800,000	2.92
日本化学産業株式会社	744,000	2.72
神谷理研株式会社	640,000	2.34
栄電子工業株式会社	640,000	2.34
T P R 株式会社	634,400	2.32

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式 (530,653株) を控除して計算しております。

3. アセットマネジメントOne株式会社およびその共同保有者から、2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2018年12月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
アセットマネジメントOne株式会社	1,027,900株	3.69%
みずほ証券株式会社	188,400	0.68
アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)	74,500	0.27
合計	1,290,800	4.64

4. 野村アセットマネジメント株式会社およびその共同保有者から、2019年3月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、2019年2月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	552,457株	1.98%
ノムラ セキュリテーズ インターナショナル (NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.)	445,235	1.60
野村アセットマネジメント株式会社	614,300	2.21
合計	1,611,992	5.79

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	小 ざわ けい じ 小 澤 恵 二	JCU (上海) 貿易有限公司董事長 台湾JCU股份有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU (深圳) 貿易有限公司董事長 櫻麓泉 (上海) 国際貿易有限公司董事長 JCU 表面技術 (湖北) 有限公司董事長
取締役副会長	きみ づか りょう いち 君 塚 亮 一	
代表取締役社長兼COO	き むら まさ し 木 村 昌 志	JCU (THAILAND) CO., LTD. 代表取締役社長 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 PT. JCU Indonesia社長 JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD. 取締役社長
専務取締役 専務執行役員	たに の るい 谷 野 星	営業本部長
常務取締役 常務執行役員	おお もり あき ひさ 大 森 晃 久	JCU INTERNATIONAL, INC. 社長
常務取締役 常務執行役員	あらた たか のり 新 隆 徳	営業本部副本部長
取締役 常務執行役員	まつ もと じゅん いち 松 本 順 一	総合研究所長
取 締 役	たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦	高中法律事務所所長 T & Dアセットマネジメント株式会社社外取締役
取 締 役	ふじ き やす ひこ 藤 木 保 彦	
監 査 役 (常 勤)	なか ざわ たか し 中 澤 隆 司	
監 査 役	いち かわ みつる 市 川 充	リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	かさ い せい し 笠 井 成 志	
監 査 役	しげ た あつ し 重 田 敦 史	株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長 仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長 東京建物不動産販売株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役高中正彦氏および取締役藤木保彦氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役市川充氏、監査役笠井成志氏および監査役重田敦史氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役笠井成志氏は、永年の事業会社における業務経験および経営に関与された経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 藤木保彦氏は、2018年6月27日新たに取締役に就任いたしました。
 また当事業年度中に以下の取締役の退任がありました。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小林 幹司	2018年6月27日	任期満了	取締役
林 伸治	2018年6月27日	任期満了	常務取締役常務執行役員 総合研究所長
縄 舟秀美	2018年6月27日	任期満了	取締役 電気鍍金研究会名誉会長 大阪府鍍金工業組合顧問

5. 取締役高中正彦氏、藤木保彦氏および監査役市川充氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 6. 取締役を兼務していない執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。
- | | | |
|------|-------|----------------------|
| 執行役員 | 萩原 秀樹 | JCU (深圳) 貿易有限公司総経理 |
| 執行役員 | 鈴木 智雄 | 営業本部副本部長 |
| 執行役員 | 今井 豊一 | JCU表面技術 (湖北) 有限公司総経理 |
| 執行役員 | 池側 浩文 | 管理本部長 |
| 執行役員 | 井上 洋二 | 経営戦略室副室長 |
| 執行役員 | 大野 晃宜 | 総合研究所副所長 |
| 執行役員 | 富田 則之 | 営業本部副本部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

イ. 取締役および監査役の当期に係る報酬の総額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	退職慰労金	
取締役	294,559	264,177	30,381	—	—	12
うち社外取締役	10,500	10,500	—	—	—	3
監査役	37,650	37,650	—	—	—	4
うち社外監査役	15,750	15,750	—	—	—	3
合計	332,209	301,827	30,381	—	—	16

(注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役3名が含まれております。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給与として取締役1名に対し総額15,945千円が支払われております。

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役会規程に基づき、会社および個人の業績、責任の実態、従業員給与および賞与とのバランス、世間水準等を考慮して行うことを基本方針としており、この方針は取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

上記の方針に基づき、個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において代表取締役会長兼CEOに一任する旨取締役会にて決議しております。ただし、取締役（社外取締役を除く）の報酬額については、上記の方針に基づき作成した内規で定める計算式を踏まえ、前年度業績、各取締役の自己評価を踏まえた代表取締役会長兼CEO・代表取締役社長兼COOによる成果査定を加味しております。概ね9割程度を金銭報酬（5割程度を基本報酬、4割程度を前年度業績・成果査定により算出）とし、1割程度を株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価情報および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬としております。

個々の監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち社外取締役分40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

また、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、現行の取締役の報酬総額（年額500,000千円）の範囲内にて、年額50,000千円以内と設定しております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高中正彦氏は、高中法律事務所所長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役市川充氏は、リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役重田敦史氏は、株式会社東武ホテルマネジメント代表取締役社長および仙台国際ホテル株式会社代表取締役社長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高中正彦氏は、T & Dアセットマネジメント株式会社社外取締役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役重田敦史氏は、東京建物不動産販売株式会社社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 たか なか まさ ひこ 高 中 正 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 ふじ き やす ひこ 藤 木 保 彦	就任後開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において、主に企業経営の経験からの発言を行っております。
監査役 いち かわ みつる 市 川 充	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会20回のうち16回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 かさ い せい し 笠 井 成 志	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会20回のうち20回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に企業経営の経験からの発言を行っております。
監査役 しげ た あつ し 重 田 敦 史	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、監査役会20回のうち18回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に企業経営の経験からの発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	31,500千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭	
その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の前期監査実績の分析・評価を行うとともに、今期の監査方針および計画の評価を行った結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JCU(上海)貿易有限公司、JCU (THAILAND) CO., LTD.、台湾JCU股份有限公司、JCU KOREA CORPORATION、JCU VIETNAM CORPORATION、JCU(深圳)貿易有限公司、PT. JCU Indonesia、JCU AMERICA, S.A. DE C.V.、JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.、JCU表面技術(湖北)有限公司、櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、「企業理念」と「行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. 代表取締役会長兼CEOがコンプライアンスに関する総括責任者となり、法務・CSR部がコンプライアンス体制の推進および問題点の把握に努める。
 - ハ. 事業活動または取締役および従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部および外部通報制度を整備する。
 - ニ. 法務・CSR部は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ホ. 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁および関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存および管理する。
 - ロ. 取締役または監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 代表取締役社長兼COOがリスク管理に関する総括責任者となり、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ. 事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ハ. 法務・CSR部は、リスクの管理状況を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
 - ロ. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。
 - ハ. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の「企業理念」と「行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
 - ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等を受け、また子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。
 - ハ. 法務・CSR部は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。
- ⑥ 監査役を補助する使用人の体制およびその補助する使用人の独立性の確保ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保
- イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
 - ロ. 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。
 - ハ. 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項および違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部および外部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。
 - ハ. 当社および子会社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
 - ロ. 法務・CSR部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図る。
 - ハ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- ⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ. 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、代表取締役会長兼CEOが総括責任者となり、法務・CSR部が当社グループの内部統制体制を強化する。
 - ロ. 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み等

当社は、企業理念のもと、当社および子会社の役員および従業員が企業活動を行う上での行動のあり方やその判断基準を「行動基準」として定めています。この行動基準は、当社が法令を遵守するだけでなく、良識ある企業活動を行い、社会的責任を果たせるような内容となっております。この行動基準の周知徹底については、法務・CSR部が中心となって推進しております。

また、当社は、コンプライアンスに関する取締役会の補助機関として、代表取締役会長兼CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の徹底を図っています。コンプライアンス委員会のもと、法務・CSR部は、コンプライアンス委員会の事務局として、各部門において任命されたコンプライアンス管理推進者とともに、当社および子会社の法令遵守の状況の確認、法令改正情報の収集およびコンプライアンスに関する啓発活動を行っています。さらに、法令違反等がある場合に、これを早期発見かつ是正するため、「内部および外部通報管理規程」を制定し、信頼ある外部の弁護士事務所による通報窓口になっていただいております。通報窓口である弁護士事務所から連絡があり次第、常勤監査役が調査チームを編成するなどして調査を行ったうえで、早

期に解決する体制となっております。

加えて、法務・CSR部は、内部統制の基本方針に従って、企業グループの内部統制の整備および運用状況の確認を行いました。

② リスク管理に関する取り組み等

経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが顕在化した場合にその被害・損害を最小限に抑えるため、当社は、取締役会のもとに代表取締役社長兼COOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、以下のイ～ハの流れで、リスクの把握と低減に努めております。

イ. 各部門から任命されたリスク管理推進者とリスク管理委員会事務局の法務・CSR部が、全部門の協力を得ながら、リスクの洗い出しを行い、その低減策をリスク管理委員会へ報告・提案する。

ロ. リスク管理委員会が報告・提案されたリスクおよびその低減策について検討し、最終的な当社のリスクおよびその低減策を決定する。

ハ. 対象とされた部門が決定されたリスク低減策を実施する。

また、事業継続マネジメント（BCM）については、リスク管理委員会の下部組織としてBCM部会を設置しております。同部会においては、緊急事態が発生した際にも事業を継続し、顧客への影響を最小限に抑えるため、事業継続計画を立案し、訓練も行うなどして、不測の事態に備えております。

③ 子会社管理に関する取り組み等

当社は、従前より、当社同様子会社の行動規範として、「企業理念」と「行動基準」を定め、コンプライアンスを推進しています。

加えて、法務・CSR部は、期首に策定した内部監査年間実施予定表に基づき、重要な子会社における監査テーマを決め、内部監査を実施しました。

④ 取締役会による監督に関する取り組み等

当社の取締役会は、社外取締役2名を加えた取締役9名の体制にて、定例取締役会および臨時取締役会を開催し、法令または定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令および定款等への適合性、ならびに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性について監督を行いました。

また、執行役員等を中心に毎月1回開催される執行役員会には取締役が適宜参加しております。

⑤ 監査役監査に関する取り組み等

監査役は、取締役会、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会およびその関連の委員会などの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、重要な事業部門に対するヒアリング、重要な海外子会社往査、取締役との意見交換などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正を監視しながら、監査計画報告(年次)および会計監査結果報告(四半期レビュー・期末決算毎)の受領ならびに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議を実施しました。

また、社外取締役との合同会議を定期的を実施し情報交換および意見交換を行いました。法務・CSR部をはじめとする内部監査部門とは、定期的および適宜相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

4. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりです。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件ならびに買付後の経営方針および事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見または代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記①の企業理念を掲げ、下記②

の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記③のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

① 企業理念

当社は、1968年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮したお客様の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。2003年9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術提携契約および合弁契約をMBO方式により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。

2018年に創立50周年を迎えるにあたり、「新・企業理念 ” 表面処理技術から未来を創造する ” を制定いたしました。 私たちは、創業以来、装飾・防錆めっき技術から発展した様々な表面処理技術の提供で、自動車、エレクトロニクスなどの産業の成長を支えてきました。これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。

なお、これらを実現していくための精神・考え方・姿勢として、従来の企業理念である「熱と誠」の位置づけを変更し、「JCUスピリット」といたしました。当社全ての役員・従業員は、物事に対しては常に「情熱」をもって当り、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神をもって日々の仕事に取り組めます。

② 中期経営計画

当社は、2018年に設立50周年を迎え、収益性・事業効率の向上を意識して次の50年に向けた経営基盤の構築を目指す中期経営計画「Next 50 Innovation」を策定いたしました。中期経営計画策定の基本方針は、次のとおりであります。

- イ. 薬品事業の競争力強化
- ロ. 海外市場でのさらなる成長
- ハ. 次世代技術開発と早期市場投入
- ニ. 攻めの装置事業
- ホ. 新市場・新分野への挑戦
- ヘ. 経営基盤の整備と意識改革

これらの基本方針に沿って、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令その他の規範の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、

変動する社会情勢および経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主の皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議（2018年12月より執行役員会に改称）を設置しております。加えて執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会の持続可能な発展に貢献するために、4つのCSR方針を定めました。

イ. 研究開発型企业として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。

ロ. 法令や社会ルールを遵守し、それらを超える社会的な要請にも取り組みます。

ハ. ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。

ニ. 経営の透明性を高め、社内の風通しをよくし、公正正大な企業活動を行います。

また、コンプライアンスに関する倫理規範として「行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部および外部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、株主のご承認をいただいております。（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主が対抗措置を発動することの可否について検討する期間（以下「株主検討期間」といいます。）を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主検討期間を設定し、当該期間に株主総会を開催し、株主の意思を確認させていただく場合がございます。

④ 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動

に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

⑤ 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催予定の第60回定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jcu-i.com/>) に掲載しております。

(4) **本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて**

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1 - 5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しており、株主の皆様の意思が反映されております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤ デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、資本政策の基本方針を次のとおり決定しております。

- ・ 持続的に株主価値を高め、中長期的にROE20%の維持を目標とする。
- ・ 持続的な成長を達成するため手元流動性を確保し、安定した財務基盤を維持しつつ、成長投資を継続する。
- ・ 安定増配基調継続を目指し、配当性向は25%を目安とする。

また、当社は原則として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。

剰余金の配当の決定機関は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めているため、取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり45円(うち中間配当金22.50円)とさせていただきます。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	24,103,209	流 動 負 債	4,934,290
現金及び預金	14,785,864	支払手形及び買掛金	963,522
受取手形及び売掛金	6,920,316	電子記録債務	1,010,973
商品及び製品	1,337,191	短期借入金	125,936
仕掛品	71,509	一年内返済予定長期借入金	379,115
原材料及び貯蔵品	413,840	リース債務	12,010
その他	732,931	未払法人税等	855,750
貸倒引当金	△158,444	賞与引当金	353,088
固 定 資 産	8,071,072	前受金	216,785
有 形 固 定 資 産	4,461,355	その他	1,017,108
建物及び構築物	2,270,412	固 定 負 債	2,756,855
機械装置及び運搬具	547,993	長期借入金	707,979
工具器具備品	524,208	リース債務	96,815
土地	522,824	退職給付に係る負債	1,575,193
リース資産	75,782	繰延税金負債	61,300
建設仮勘定	520,135	資産除去債務	234,389
無 形 固 定 資 産	44,676	その他	81,177
のれん	597	負 債 合 計	7,691,145
その他	44,078	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	3,565,040	株主資本	24,103,240
投資有価証券	2,326,500	資本金	1,206,723
繰延税金資産	780,331	資本剰余金	1,159,198
その他	458,208	利益剰余金	22,685,830
貸倒引当金	△0	自己株式	△948,511
資 産 合 計	32,174,282	その他の包括利益累計額	367,589
		その他有価証券評価差額金	248,229
		為替換算調整勘定	119,360
		非支配株主持分	12,306
		純 資 産 合 計	24,483,136
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	32,174,282

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	24,866,260
売上原価	10,632,402
売上総利益	14,233,857
販売費及び一般管理費	7,161,521
営業利益	7,072,336
営業外収益	190,926
受取利息及び配当金	120,601
受取成金の収入	20,348
受取家の賃他	34,935
営業外費用	70,472
支払利息	20,996
支為替による投資損失	16,101
持分法によるの	11,710
その他	21,663
経常利益	7,192,790
特別利益	49,470
固定資産売却益	144
投資有価証券売却益	37,075
子会社清算益	12,250
特別損失	399,376
固定資産売却損	5,751
固定資産除却損	2,363
子会社清算損	1,425
退職給付制度移行に伴う損失	389,836
税金等調整前当期純利益	6,842,884
法人税、住民税及び事業税	1,821,682
法人税等調整額	49,059
当期純利益	4,972,141
非支配株主に帰属する当期純利益	8,546
親会社株主に帰属する当期純利益	4,963,594

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	1,191,575	1,138,544	19,044,487	—	21,374,607
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	15,147	15,147			30,295
剰余金の配当			△1,322,252		△1,322,252
親会社株主に帰属する当期純利益			4,963,594		4,963,594
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		5,506			5,506
自己株式の取得				△948,511	△948,511
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	15,147	20,654	3,641,342	△948,511	2,728,632
2019年3月31日 残高	1,206,723	1,159,198	22,685,830	△948,511	24,103,240

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主分 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年4月1日 残高	509,994	1,040,946	1,550,941	70,531	22,996,079
連結会計年度中の変動額					
新株の発行			—		30,295
剰余金の配当			—		△1,322,252
親会社株主に帰属する当期純利益			—		4,963,594
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動			—		5,506
自己株式の取得			—		△948,511
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△261,764	△921,586	△1,183,351	△58,224	△1,241,576
連結会計年度中の変動額合計	△261,764	△921,586	△1,183,351	△58,224	1,487,056
2019年3月31日 残高	248,229	119,360	367,589	12,306	24,483,136

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		12,837,400	流 動 負 債		3,056,168
現金及び預金		5,763,747	支払手形		76,345
受取手形		1,096,498	電子記録債権		1,010,973
売掛金		2,239,795	買掛金		377,161
商品及び製品		323,640	一年内返済予定長期借入金		379,115
仕掛品		70,304	リース債権		10,900
原材料及び貯蔵品		258,786	未払金		205,871
前払費用		211,205	未払費用		103,034
前払収入		45,858	未払法人税等		261,373
未収金		2,625,777	前受金		174,676
その他		204,193	預り金		42,999
貸倒引当金		△2,407	賞与引当金		348,917
固 定 資 産		12,008,872	その他		64,800
有 形 固 定 資 産		2,482,347	固 定 負 債		2,615,693
建物		1,260,506	長期借入金		707,979
構築物		19,096	リース債権		96,599
機械装置		373,447	退職給付引当金		1,522,139
車両運搬具		2,016	資産除去債		207,797
工具器具備品		229,937	長期未払金		81,177
土地		522,824	負 債 合 計		5,671,861
リース資産		74,518	純 資 産 の 部		
無 形 固 定 資 産		31,453	株 主 資 本		18,928,897
特許権		5,613	資本金		1,206,723
ソフトウェア		25,840	資本剰余金		1,159,372
投 資 そ の 他 の 資 産		9,495,071	資本準備金		1,159,372
投資有価証券		1,518,618	利益剰余金		17,511,313
関係会社株式		3,110,449	利益準備金		50,000
出資金		1,200	その他利益剰余金		17,461,313
関係会社出資金		4,194,417	投資損失準備金		75,430
従業員に対する長期貸付金		25	特別償却準備金		96,638
長期前払費用		18,414	圧縮積立金		282,351
繰延税金資産		439,137	別途積立金		11,500,000
差入敷金・保証金		160,978	繰越利益剰余金		5,506,892
その他		51,830	自 己 株 式		△948,511
貸倒引当金		△0	評価・換算差額等		245,513
資 産 合 計		24,846,272	その他有価証券評価差額金		245,513
			純 資 産 合 計		19,174,411
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		24,846,272

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,776,599
売上原価	7,378,399
売上総利益	6,398,200
販売費及び一般管理費	4,458,742
営業利益	1,939,457
営業外収益	2,627,955
受取利息及び配当金	2,592,231
為替差益	31,152
その他	4,571
営業外費用	23,684
支払利息	9,659
その他	14,025
経常利益	4,543,729
特別利益	53,937
固定資産売却益	4
投資有価証券売却益	37,075
関係会社出資金売却益	16,857
特別損失	1,001,141
固定資産売却損	1,065
固定資産除却損	1,144
退職給付制度移行に伴う損失	389,836
関係会社株式評価損	576,093
関係会社出資金評価損	31,460
関係会社清算損	1,542
税引前当期純利益	3,596,525
法人税、住民税及び事業税	722,407
法人税等調整額	△53,336
当期純利益	2,927,455

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
			資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				投 資 損 失 準 備 金	特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 積 立 金
2018年4月1日残高	1,191,575	1,144,224	50,000	57,243	128,851	292,465
事業年度中の変動額						
新株の発行	15,147	15,147				
剰余金の配当						
当期純利益						
投資損失準備金の積立				18,187		
特別償却準備金の取崩					△32,212	
圧縮積立金の取崩						△10,113
別途積立金の積立						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	15,147	15,147	－	18,187	△32,212	△10,113
2019年3月31日残高	1,206,723	1,159,372	50,000	75,430	96,638	282,351

	株 主 資 本					評価・換算差額等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金			自己株式	株 主 資 本 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計					
別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			
2018年4月1日残高	9,500,000	5,877,551	15,906,111	－	18,241,911	509,994	18,751,905
事業年度中の変動額							
新株の発行			－		30,295		30,295
剰余金の配当	△1,322,252	△1,322,252	△1,322,252		△1,322,252		△1,322,252
当期純利益	2,927,455	2,927,455	2,927,455		2,927,455		2,927,455
投資損失準備金の積立	△18,187	－	－		－		－
特別償却準備金の取崩	32,212	－	－		－		－
圧縮積立金の取崩	10,113	－	－		－		－
別途積立金の積立	2,000,000	△2,000,000	－		－		－
自己株式の取得			－	△948,511	△948,511		△948,511
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			－		－	△264,481	△264,481
事業年度中の変動額合計	2,000,000	△370,658	1,605,202	△948,511	686,986	△264,481	422,505
2019年3月31日残高	11,500,000	5,506,892	17,511,313	△948,511	18,928,897	245,513	19,174,411

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 J C U
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本	暁之	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中	清人	Ⓢ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J C U の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J C U 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 J C U
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 暁 之	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 清 人	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J C U の2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

株式会社JCU 監査役会

常勤監査役 中 澤 隆 司 ㊟

社外監査役 市 川 充 ㊟

社外監査役 笠 井 成 志 ㊟

社外監査役 重 田 敦 史 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催場所

TIXTOWER UENO 16階

〒110-0015

東京都台東区東上野四丁目8番1号

電話番号 03-6895-7001(代表) FAX番号 03-6895-7021(代表)

会場までのアクセス



交通

JR 各線 上野駅 入谷口 徒歩約2分

東京メトロ 銀座線 上野駅 1番出口 徒歩約3分
日比谷線

※駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※本年より、株主総会にご出席の皆様へお配りしておりましたお土産の配布を取り止めてさせていただきますこととなりました。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



当ビル1Fにコンビニエンスストアがございます。



株式会社 JCU

